

平成28年7月15日
水管理・国土保全局

大淀川水系河川整備基本方針の変更について ～平成17年台風14号洪水を踏まえた河川整備目標の見直し～

国土交通省では、「大淀川水系河川整備基本方針」に定める目標流量を上回る流量を記録した平成17年9月洪水を踏まえ、洪水防御に関する計画の基本となる流量等を見直す変更を平成28年7月14日付けで行いました。

大淀川水系では、河川法に基づき、大淀川水系における長期的な河川整備の方針を定めた「大淀川水系河川整備基本方針」が平成15年2月に定められていますが、平成17年9月の台風14号による洪水において、宮崎市街部等の大淀川沿川において約4,700戸の家屋・事業所が浸水するなど甚大な被害が発生したことから、緊急的・集中的に河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）等により、対策を実施してまいりました。

平成17年9月洪水は同方針に定める目標を大きく上回る流量を記録していたことから、激特事業後の河道のモニタリングの結果等を踏まえて、同方針を変更することとしました。

河川整備基本方針を変更する際には、社会資本整備審議会の意見を聴くこととされており、同河川分科会での審議を踏まえ、平成28年7月14日付けで大淀川水系河川整備基本方針を変更しました。

※大淀川水系河川整備基本方針については以下のリンク先に掲載しております。

http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/about.html

※社会資本整備審議会での審議経過は以下のリンク先に掲載しております。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/

<添付資料>

○大淀川水系河川整備基本方針の変更の概要

問い合わせ先	
水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室課長補佐	大野 良徳
代表	03 (5 2 5 3) 8 1 1 1 内線 3 5 3 7 2
直通	03 (5 2 5 3) 8 4 4 5
Fax	03 (5 2 5 3) 1 6 0 2